

# 春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金交付 要綱

## (趣旨)

第1条 市は、春日井市介護保険サービス利用者負担軽減要綱（平成17年10月1日施行。以下「軽減要綱」という。）第14条の規定に基づき、介護保険サービスの利用者負担の軽減を実施した社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、軽減要綱第5条に規定する対象サービスに係る利用者負担を軽減した軽減要綱第4条に規定する軽減法人等で、当該軽減した額（以下「軽減総額」という。）が本来受領すべき利用者負担額の100分の1に相当する額を超えるものとする。

## (補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## (補助の申請)

第4条 規則第3条第3号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人等軽減市町村助成費請求明細書（第1号様式）
- (2) 軽減対象者調査票（第2号様式）
- (3) 生計困難者に対する利用者負担軽減の状況記録票（第3号様式）

## (申請の取下げ)

第5条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して50日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等軽減市町村助成費請求明細書
- (2) 軽減対象者調査票
- (3) 生計困難者に対する利用者負担軽減の状況記録票

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づいて交付するものとする。

(検査等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けようとする者に対し、補助事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行し、改正後の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から

適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険サービス利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第3条関係）

対象サービス	補助対象額		補助率
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 軽減総額が本来受領すべき利用者負担額の10%に相当する額を超える場合	ア 軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の10%を控除した額	10分の10
		イ 本来受領すべき利用者負担額の10%から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額	2分の1
	(2) 軽減総額が本来受領すべき利用者負担額の10%に相当する額以下の場合	軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額	
訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額		
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）			
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護			
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス			